

千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏

千早赤阪村要綱第 4 8 号

千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、既存の家庭用電気機械器具（以下「既存家電」という。）から、より省エネルギー性能の高い家庭用電気機械器具（以下「省エネ家電」という。）に買い換えることにより、エネルギーの価格高騰の影響を受けた村民の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策を推進するため、千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、千早赤阪村補助金交付規則（平成17年千早赤阪村規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象機器)

第 2 条 補助対象となる省エネ家電（以下「補助対象機器」という。）は、令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 1 月31日までに既存家電と同一品目の省エネ家電（新品に限る。）を家電製品を販売する事業者から直接購入し、かつ、自らが居住する村内の住宅に設置しているものであって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれかを満たすエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）であって、第 4 条に掲げる補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が 5 万円以上のもの

ア 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネルギー基準達成率」という。）が100%以上（目標年度2027年度）のもの

イ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点（以下「多段階評価点」という。）が3.0以上のもの

(2) 次のいずれかを満たす電気冷蔵庫であって、第 4 条に掲げる補助対象

経費が5万円以上のもの

ア 省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度2021年度）のもの

イ 多段階評価点3.0以上のもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1） 第6条第1項の規定による申請時点において、本村の住民基本台帳に記録されていること。
- （2） 購入する補助対象機器と同一品目の既存家電を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に従い、適切に処分していること。
- （3） 本人又は同一世帯に属する者が、この補助金の交付の決定を受けていないこと。
- （4） 省エネ家電の転売等を目的とした購入でないこと。
- （5） 補助対象者のうち、本人及び同一世帯に属する者に千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年千早赤阪村規則第24号。以下「交付制限規則」という。）第2条第1号に規定する村税等の滞納がないこと。
- （6） 千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、省エネ家電の購入費用とする。

2 補助対象経費において、次に掲げるものは含まないものとする。

- （1） 消費税及び地方消費税額
- （2） 設置工事に係る費用
- （3） 配送料
- （4） クーポン等の利用により割引された費用
- （5） 既存機器の処分に係る費用

3 国、府等が実施する他の補助金等の交付を受けた省エネ家電については、本要綱に基づく補助申請を行うことができない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、最終申請者は、予算の残額を上限とする。

(1) 補助対象経費の合計額が10万円以上の場合 3万円

(2) 補助対象経費の合計額が5万円以上10万円未満の場合 1万円

2 補助金の交付は、1世帯につき補助対象機器いずれか1台とし、かつ、1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類等を漏れなく添付のうえ、令和7年11月4日から令和8年2月13日までに村長に申請しなければならない。

(1) 本村に住所を有していることが分かる書類

(2) 次に掲げる事項が記載された領収書等

ア 購入日

イ 購入金額

ウ 購入に要した費用の内訳

エ 購入した店舗の名称及び所在地

オ 買換え前及び買換え後の家電製品の設置状況がわかる写真

(3) 購入した補助対象機器の製造メーカーが発行した保証書（購入者の氏名及び住所、保証書の発行日、型番並びに製造番号が記載されているもの）の写し

(4) 買い換える前の既存家電に係る家電リサイクル券（家電リサイクル法第43第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）の写し

(5) 交付制限規則第4条第2項に規定する納付証明書、または納付等状況調査同意書

(6) 預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超える申請があったときは、申請の受付を中止する。

- 3 第1項の申請書は、規則第15条の規定に基づく実績報告書を兼ねるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 村長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定をするものとする。

- 2 村長は、前項の規定により交付決定をしたときは、千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、速やかに申請書に記載された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

- 3 村長は、第1項の規定による審査を行い、交付しないことに決定したときは、千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 村長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が不適當と認めるとき。
- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(不当利得の返還)

第9条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、千早赤阪村省エネ家電買換え促進事業補助金返還命令書（様式第5号）により補助金の返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、村長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(処分の制限)

第10条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数に相当する期間を経過するまでは、取得した補助対象機器を補助金の交付の目的に反し使用、譲渡、貸付、その他処分を行ってはならない。ただし、村長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

(1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により当該補助対象機器を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により当該補助対象機器を買換え又は処分するとき。
(調査等)

第11条 村長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において交付決定者に対し調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、村長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に交付の決定を受けている者については、第8条から第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。